

特定工場を設置している事業者のみなさまへ

忘れていませんか？ 公害防止管理者等の選任届

ワンチームで
公害防止！

組織を再確認して公害防止の意識を高めましょう。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律により、特定工場を設置している者は、自主的な公害防止業務を行う公害防止組織の整備が義務付けられており、**公害防止管理者等の選任、届出等の義務^{*1}**があります。

※1 義務に違反した者は、最大 50 万円の罰金



特定工場の公害防止組織

| | | |
|--|------------------|--|
| | 公害防止統括者 | 選任要件：常時使用する 従業員数が 21 人以上 資 格：不要 業務内容：公害防止業務の統括（工場長等が実施する業務） |
| | 公害防止主任管理者 | 選任要件： 排出ガス量 4 万 m³/時かつ排出水量 1 万 m³/日以上 資 格： 必要 業務内容：公害防止統括者の補佐、公害防止管理者の指揮 |
| | 公害防止管理者 | 選任要件：公害発生施設の区分ごと（詳細裏面） 資 格： 必要 業務内容：公害防止対策の技術的事項の管理 |
| | 全 従 業 員 | 業務内容：公害防止管理者等の指示に従う義務 |

公害防止統括者、公害防止主任管理者及び公害防止管理者は、それぞれ代理者の選任が必要

資格の取得方法

指定試験機関が実施する**国家試験を受験**する方法と登録講習機関が実施する**資格認定講習を受講**して資格を取得する方法があります。

資格認定講習は
年に複数回実施して
おりますので是非
ご利用ください！

国 家 試 験

：毎年 10 月上旬頃に 1 回（6 月上旬頃に一般社団法人産業環境管理協会が HP へ実施概要を公表）
：受験資格なし

資 格 認 定 講 習

：随時実施
：受講資格あり

公害防止 認定講習

検索 🔍



お申し込み先

| 国家試験/資格認定講習〔全区分〕 | 資格認定講習〔騒音・振動関係〕 | 資格認定講習〔一般粉じん関係〕 |
|------------------|-------------------|-----------------|
| | | |
| 一般社団法人産業環境管理協会 | 一般社団法人東京都金属プレス工業会 | 一般社団法人日本砕石協会 |

令和 2 年 1 月 1 日時点の指定試験機関又は登録講習機関



【本チラシに関するお問い合わせ先】環境省 水・大気環境局総務課 電話：03-5521-8310（直通）

特定工場とは

対象業種に該当し、かつ公害発生施設を設置しており一定の要件を満たす工場です。

対象業種



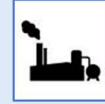
製造業



電気供給業



ガス供給業



熱供給業

公害発生施設



ばい煙発生施設



汚水等排出施設



騒音発生施設



特定粉じん発生施設



一般粉じん発生施設



振動発生施設



ダイオキシン類発生施設

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法及びダイオキシン類対策特別措置法の規制対象施設のうち、一定の要件を満たすものが原則該当

公害発生施設の区分と選任すべき公害防止管理者

| 公害発生施設の区分 | | 選任すべき公害防止管理者 (いずれかを満たすこと) | |
|------------------------|---------------------|---|----------------------|
| ①大気関係 (ばい煙発生施設) | 大気関係の有害物質に係るばい煙発生施設 | 排出ガス量 4 万 m ³ /時以上 (工場の総排出ガス量として、以下同じ) | 大気関係第 1 種有資格者 |
| | | 排出ガス量 4 万 m ³ /時未満 | 大気関係第 1 種又は第 2 種有資格者 |
| | 上記以外の施設 | 排出ガス量 4 万 m ³ /時以上 | 大気関係第 1 種又は第 3 種有資格者 |
| | | 排出ガス量 1 万 m ³ /時以上 4 万 m ³ /時未満 | 大気関係第 1 種～第 4 種有資格者 |
| ②水質関係 (汚水等排出施設) | 水質関係の有害物質に係る汚水等排出施設 | 排出水量 1 万 m ³ /日以上 (工場の総排出水量として、以下同じ) | 水質関係第 1 種有資格者 |
| | | 排出水量 1 万 m ³ /日未満 又は特定地下浸透水あり | 水質関係第 1 種又は第 2 種有資格者 |
| | 上記以外の施設 | 排出水量 1 万 m ³ /日以上 | 水質関係第 1 種又は第 3 種有資格者 |
| | | 排出水量 1,000 m ³ /日以上 1 万 m ³ /日未満 | 水質関係第 1 種～第 4 種有資格者 |
| ③騒音発生施設 | | 騒音・振動関係有資格者 騒音関係有資格者 ^{※2} | |
| ④特定粉じん発生施設 | | 大気関係第 1 種～第 4 種有資格者 特定粉じん関係有資格者 | |
| ⑤一般粉じん発生施設 | | 大気関係第 1 種～第 4 種有資格者 特定粉じん関係有資格者 一般粉じん関係有資格者 | |
| ⑥振動発生施設 | | 騒音・振動関係有資格者 振動関係有資格者 ^{※2} | |
| ⑦ダイオキシン類発生施設 | | ダイオキシン類関係有資格者 | |

※2 平成 17 年度までの資格

選任、死亡・解任届出の期限

公害防止統括者、公害防止主任管理者又は公害防止管理者について、選任、死亡・解任した際は、都道府県知事等^{※3}へ 30 日以内に届出が必要です。

※3 都道府県知事又は特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第 14 条に定める市町村長

お問い合わせ

各種届出については、お近くの都道府県・政令市にお問い合わせください

【公害防止管理者制度紹介動画】

これからの環境管理と公害防止管理者の活用



《metichannel (経済産業省公式 Youtube)》